

令和3年2月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和3年2月17日 開会

令和3年2月17日 閉会

国見町農業委員会

令和3年2月

国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
高城地区担当	高橋一博君
西大枝・川内地区担当	松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	武田正裕君
農業委員会事務局主幹兼係長	渡邊和巳君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. 議事日程

議事日程

令和3年2月17日（水曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名

- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 提出議案等

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和3年度農作業標準賃金について

議案第6号 令和3年度国見町賃借料情報について

- 6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

1 会長挨拶

○事務局 まず初めに、渋谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 会長、ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、渋谷会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） それでは、早速始めさせていただきます。

議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 異議なしの声で、それでは、2番、赤坂正弘委員、10番、井砂秀明委員をお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会においては、欠席者はおりません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（3件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 報告第2号の説明は終わりました。

これについて質疑はございませんか。

8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 基本は現状復帰させるのではなかったでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 基本的に現状復帰でございますが、転用を実施されてから40年程度経過していますし、市街化区域でもあることから、今回は現状復帰をせずに追認という形をとりたいと考えておりました。

○8番（佐藤浩信君） 時効に近い形ですかね。

○事務局 今後はこのようなことがないように、農地を転用する場合は許可や届出が必要の旨、周知を図っていきたいと考えております。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（7件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

では、受付番号7番から9番、12番の案件について、現地調査の結果を高城地区担当の高橋一博推進委員より説明をお願いいたします。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 全案件につきまして、先日、事務局と現地を確認し、また、隣接農地の耕作者の方と話し合いをして了解を得ていますので、何ら問題ないと思っ

います。よろしくお願ひいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号11番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当の松浦富夫推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（松浦富夫君） 2月10日に現地を確認しましたが、特段問題ないということで報告します。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号13番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当の吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 2月10日午前中に事務局と現地を確認しましたところ、何ら問題ないと確認しましたので、ご審議のほどお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 受付番号8番、9番、10番の借受人の〇〇〇〇さんについてですが、農地法第3条の申請となっていますが、農用地利用集積計画の利用というのはできなかったのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 6番、斎藤委員から質問でございますが、受付番号8番、9番、10番の借受人の〇〇〇氏でございますが、まだ認定農業者等になってございませんので、農用地利用集積計画等のほうはまだ利用できません。この後、認定農業者、または認定新規就農者となった場合には、農用地利用集積計画のほうが利用できますので、その部分は事務局からも説明を申し上げて、さらに規模拡大等の意思があるようであれば、集積を進めていただきたいと思いますと考えてございます。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました。

○会長（渋谷福重君） 8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 「認定農業者または」といったみなし規定があったと思うのですが、その規定を使ってもよかったのではないですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 8番、佐藤委員のご質問ですが、基本構想水準に達しているかどうかということか
と思います。この方についてはまだ実績といたしますか、年数としてはそこまで農業を行って
いない方なので、地区の推進委員の方とも相談した結果、基本である農地法第3条申請となっ
ております。

○会長（渋谷福重君） 高城地区担当、高橋推進委員。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 農地法第3条の申請の件についてですが、農地法第
3条申請の場合の賃貸借は自動更新となるようです。認定農業者等の中には農地法第3条によ
る許可の申請にしたいという話もあるようです。

以上です。

○8番（佐藤浩信君） 農地中間管理機構を間に入れて契約したほうが、貸借契約を管理する、
資金を借りる等の利点はもっと大きいと思うのですが。

以上です。

○10番（井砂秀明君） 先ほど事務局の説明ですと、認定農業者への誘導を進めていくと言
っていたのですが、推進委員の話だと、農地法第3条による賃貸借の場合は自動更新になる
という話なのですが、相反するような内容に見受けられるのですが、その辺はどういうふうにし
ていくのですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 認定農業者への誘導を進めているのですが、今回この許可申請については、農地法
第3条での許可申請が許可をされることとなりますので、借り受ける土地については自動更新
という形にはなるかと思えます。その後、認定新規就農者等になられた場合に、例えば、一旦
解約して利用権を結び直すのか、それとも自動更新の農地法第3条賃貸借のまま契約を残して
おくかというのは、所有者、借受者を含めての話になるかと思えますので、そこは事務局より
説明を申し上げた上で、今後の対応等は考えていきたいと思えます。

○10番（井砂秀明君） 書類の作成に関わる場所なのですが、結果的に優遇措置がとられ
ているわけではないですか、認定農業者ですと。その辺はどう考えますか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 人それぞれの考え方によると思うのですが、農地法第3条申請の賃貸借の場合に
は、一度許可となれば、その後自動更新となります、解約の意思とかを示さない限り。その際
に、一番最初の申請のときに登記簿等をつけていただかなければならないので、その1回で手

間を終わらせるのか、それとも、利用権で契約を一旦終了させるのかという話になります。例えば5年ごとに利用権の終了に合わせて見直しを行い、所有者の意向と、借受者の意向を考慮する場合もあると思いますので、そこは本人の捉え方なのかなと事務局では思います。

○10番（井砂秀明君） その件に対して、だとすれば、認定農業者のメリットはどこにあるのかなと思うのですが。少しその辺がよく分からないので、何も認定農業者に無理に誘導する必要はないのではないですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 今回の借受人に関しましては、本人も農業を続けていく意向があります。若い担い手の方が少なくなってきており、やる気のある方を認定農業者への誘導を進めているというのはどこの地区も同じだとは思いますが、また、町のほうでは人・農地プランを作成していますが、その中で農業をやめる方を把握し、集積する意向のある方というのは人・農地プランの中で中心的経営体として位置づけしております。今後、国見町の農地を5年後、10年後どのようにしていくかとなった場合に、担い手として中心的経営体に位置づけられている方に集約していくというのが国の方策でもあるとは思いますが、そのように位置づけできる方を国見町でも見つけていくべきなのかなとは思いますが、そういう意味では、今後5年、10年後の地区の農業をできなくなった方の農地の引き受け手として頑張っていたきたいという思いもあり、大木戸、高城地区の推進委員とも話しまして、認定農業者への誘導のほうは進めているところではございます。

○会長（渋谷福重君） 6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） せっかく優遇措置等があるのですから、できるだけその制度を理解して有利な方向に我々がアドバイスできるような形で周知するべきじゃないのかなと思います。

現在は担い手ではないから農用地利用集積計画が使えなかったというのはよく分かりましたが、今後そういったいろいろなケースが出てきた場合に、その辺のメリットとデメリットというものをもう少し我々も理解するべきだと思いますし、町のほうからもそういう助言等を我々をお願いしたいなと思います。

○会長（渋谷福重君） いずれにしても、若い人がやるというのですから、今後の方向性は事務局にも検討をお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは、暫時休憩をとります。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

では、受付番号1番の案件について、現地調査の結果を5番、佐久間久子委員より説明をお願いいたします。

○5番（佐久間久子君） ただいま事務局説明のとおり、何の問題もなかったと確認してまいりました。よろしく申し上げます。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） では、受付番号1番の案件について、調査の結果を3番、佐藤武委員より説明をお願いいたします。

○3番（佐藤 武君） 現地確認を10日、事務局と現状を確認し、何ら問題ないことを確認してまいりました。よろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 太陽光を設置するという説明だったのですが、もう設置されているのではないですか、この場所に。

○事務局 既に設置されているところは、今回申請地となった西側、135ページの公図で説明いたしますと、25番1のところは去年の春に申請があり設置されている部分になりまして、今回申請地については今井戸前1番1の部分になります。

○7番（八島富一君） 新しく申請ということですね。

○事務局 そうです。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙 手 全 員]

○会長（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第3号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号14番の案件に関して、3番、佐藤武委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては、議案を分割し審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第4号で議案参与の制限に該当しない案件についてを審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権移転の申出1件、個人による貸借の申出17件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 受付番号1番の〇〇〇〇〇、1万2,000平方メートルの土地を取得して野菜をつくると、そういう計画になっているのですが、もう少し詳しい内容がわかれば教えてもらえますか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 事務局で伺っている話としましては、〇〇〇〇〇のほうでは、面積も大きいことから、野菜等の作付をしながら、あとは荒らさないように管理等をすると伺っております。

○6番（斎藤紀次君） 営農計画等は未提出ということですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 〇〇〇〇〇は認定農業者になっておりますので、特段そこまでは求めておりません。

○会長（渋谷福重君） 少しよろしいでしょうか。

私の地元の話になりますが、譲渡人の〇〇さんという方、いろいろな多分事情があり、〇〇さんに買ってくださいと言ったのは間違いのないようです。〇〇〇〇〇は認定農業者になっているので、こういう形になったと思います。

詳しいことは分かりませんが、概略ではそんなことを私は聞いております。

7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 立地から考えると、荒らすよりは〇〇〇〇〇で利用してもらったほうが良いような場所だと思います。だから、これは問題ないと思うのですが。

○会長（渋谷福重君） 平地ではなく、結構勾配がある土地なんです。

○6番（斎藤紀次君） 実質保全管理ということになるのですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 面積がそれなりに大きいため、1万1,000平方メートル全て野菜を作付するというのは、〇〇〇〇〇も厳しいということはお伺いしています。買うのであれば、野菜等の作付しながら、作付しない部分については周りに迷惑がかからないように草刈り等の保全はしっかりするというお話です。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第4号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号の受付番号14番の案件について審議します。

3番、佐藤武委員は退席をお願いいたします。

〔3番 佐藤 武君退室〕

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出1件）についての説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号の受付番号14番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当である

と認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 全員賛成であります。

よって、議案第4号の受付番号14番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

3番、佐藤武委員の退席を解きます。

[3番 佐藤 武君入室]

議案第5号 令和3年度農作業標準賃金について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第5号 令和3年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第5号 令和3年度農作業標準賃金について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、井砂委員。

○10番（井砂秀明君） 先月の農業委員会の総会において、果樹作業についてまとめるというふうな提案があり、変えるのはよろしいと思うのですが、剪定作業について少しよろしいでしょうか。冬期間ということと、技術的な部分もあるのですが、1,250円という1時間当たりの料金が正当かどうかということ、少し検討していただきたいと思います。伊達市及び福島市辺りは1,400円なり、1,750円という提示がしてあるようですし、私自身も果樹を栽培している身でありますので、冬期間という寒い時期のことも考えれば、もう少し労働賃金を上げてもらいたいのではないかと思うのですが。

以上です。

○会長（渋谷福重君） 7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 1月中は日が短いから8時間作業するなんていうことはできないから、大体7時間、6時間半くらいで終了するというのも多いのではないですか。だから、そんなにこだわって上げる必要はないと思います。

作業してもらう人は安く行ってもらいたいし、作業する人は高くして欲しいというのは当た

り前だけど、ほかの市が1,400円になっているからといって、そこに並べるということでもなくともいいのではないかなと私は思うのですが。

○会長（渋谷福重君） 10番、井砂委員。

○10番（井砂秀明君） なかなか担い手の方がいらっしゃらない、剪定をする方がいないというのがすごく今問題になっています。作業していただける人にある程度の対価を支払っていかなければ、作業していただければ荒れていくといったジレンマもあると思うので、多少その辺で料金を上げてはどうかという提案でもあります。

○会長（渋谷福重君） 8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 何か文言を追加したら良いのではないですか、季節的なものもあるから。実質は1時間当たり1,500円くらい払っているといったケースもあると思うのですが。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 賃金表の下の「*3 作業能率（ほ場条件など）や作業能力（年齢・経験など）を勘案する場合は、当事者間で調整してください。」という文言は入れているのですが、それ以外にもさらに文言を追加したほうが良いということではよろしいですか。

○8番（佐藤浩信君） 井砂委員の考えは、金額で入れたいのでしょうか。

○10番（井砂秀明君） できる人には払ってあげたいと思います。

○8番（佐藤浩信君） 金額を入れて標準にしてしまうと、作業効率が悪い場合には払いたくないという感情等もありますからね。*3のところを、少し濃くみるのはどうですか。

○事務局 *3のところの下線を引いて強調するような形は、どうでしょうか。下線を引いて協調してあると、皆さん目にするのかなとは思っていますが、どうでしょうか。事務局からの提案となります。

○会長（渋谷福重君） 5番、佐久間委員。

○5番（佐久間久子君） 作業能率というところに、「当事者間で調整してください。」という文言があるので、それを基本にして、最初に賃金の設定というのは双方で話し合いというのができないのかなと思うのですが。

○会長（渋谷福重君） 事務局は、その部分の下線を引きましょうという提案ですね。

○事務局 はい。

○会長（渋谷福重君） 事務局案としては、そのようです。

○5番（佐久間久子君） 私のところでも剪定を頼みますけど、幾らと出しているという詳細まではちょっと分かりませんが、多分少し高めには出していると思います。当事者同士で決め

ている金額とかは多分あると思うので、1,250円では安いとか、高いとかと決めないで、あくまでも標準ということで良いのではないかと私個人的には思います。

○会長（渋谷福重君） 7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 個人的な能力や剪定する人の年齢もあると思います。そういった部分もふまえて、この*3の項目を記載しているのだから、それで良いのではないかなと思います。

○6番（斎藤紀次君） 桑折町は幾らに変更するなど、情報はありますか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 6番、斎藤委員からのご質問でございますが、192ページに桑折町の令和2年度の農作業標準賃金の状況を載せてございますが、特段は金額の変更は考えてないとお伺いしております。

○会長（渋谷福重君） どうですか、この件に関して。

多数の方が金額を上げるという意見であれば、それにあわせて検討するようにしますが。

ほかに質問、質疑はありますか。

7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 大項目に「果樹作業」とあるのですが、小さい項目の「その他果樹作業全般」について、文言に注文をつけるとすれば、「その他」と入れなくとも、果樹作業全般ならいいのではないかなと思います。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 皆様方から貴重なご意見をいただいたので、まず、剪定の部分、1,250円というところは、下の米印のところにアンダーラインを引くという形で強調して、皆様に分かっていただくような形をとらせていただきたいと思います。

あと、今回「その他果樹作業全般」とした文言の部分は、「その他果樹作業」という形で、どうでしょうか。全般としてしまうと、剪定とかの部分も入るのではないかという捉え方もあるとは思いますが、「全般」を削除し「その他果樹作業」という形で、備考欄にどういう果樹作業が該当するのかと記載するというので、皆さん、どうでしょうか。

○会長（渋谷福重君） どうですか、事務局から提案の内容でよろしいですか。

〔「はい、いいです」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） じゃ、了承といたします。

ほかには質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第5号について、令和3年度農作業標準賃金表案の内容が適当であると認める委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号については令和3年度農作業標準賃金案の内容のとおり決定いたします。

議案第6号 令和3年度国見町賃借料情報について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第6号 令和3年度国見町賃借料情報についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第6号 令和3年度国見町賃借料情報について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 60キログラム当たり1万1,400円について、これは税抜きなのか、税込みなのかというのを書いたほうが良いのではないですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 60キログラム当たり1万1,400円につきましては、税込みということで確認しておりました。その点を記載するかどうかということもありますが、昨年の農業委員会定例総会の際に、8番、佐藤委員から、物納より金銭への移行した方が良いのではないかというご意見もありましたので、この文言を記載するかどうかということも、皆様からご審議いただければと思います。

○会長（渋谷福重君） 8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 最高額3万円の貸借について、どこの話だか聞きたいね。

○事務局 事務局で再度確認しまして、改めて次回以降の総会なりで、どこの圃場であったかなどの情報は皆様にお知らせしたいと思います。

○会長（渋谷福重君） 8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 地代は非課税だからいいのですが、物納にすると消費税が発生する場合があります。

あくまでも金額だけの記載にして、物納の部分は消したほうが良いのではないのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 1万1,400円と記載している部分について、税込みの形だから、（税込み）と入れたらおかしいのでしょうか。

○事務局 特に問題はないと思います。

○会長（渋谷福重君） 赤坂委員は、どう思われますか。

○2番（赤坂正弘君） 難しい内容だと思いますが、これは賃借料情報ですよ。情報というのであれば、「玄米としている場合は60キログラム当たり1万1,400円に換算しています」という文言は要らないのではないかなと思います。上に金額が書いてあるのですから、物納で納めるのと金額で納めるのは、それこそ相対なんでしょうから、そういうふうにと考えると、なくてもいいような気がするのですが。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 赤坂委員からのお話ですと、現物で貸し借りをやっている人は、玄米としては60キログラム当たり1万1,400円に換算していますという文言がなくても、上の平均額から、この金額であれば玄米何キログラムくらいという計算をするであろうから要らないのではないかなということよろしいですか。

○2番（赤坂正弘君） そうです。

○8番（佐藤浩信君） 相場は変動したりするから、確かに削除してもいいかもしれないと思います。

○会長（渋谷福重君） 3番、佐藤委員は、何かこれに関してごいませんか。

○3番（佐藤 武君） これは情報なので、細かい事項まで入れると、逆に問題も発生しますので、削ったほうがいいのではないかなと私は思います。

○会長（渋谷福重君） 8番、八島委員は、どんな考えをお持ちですか。

○7番（八島富一君） 8番、佐藤委員の言うように、削除でも別にいいのではないかと思います。

○会長（渋谷福重君） そうしますと、この文章は削除するという意見が多いですね。

事務局。

○事務局 皆様からご意見いただきましたので、194ページの賃借料情報（案）の下の「*2

賃借料物納（玄米）としている場合は、60キログラム当たり1万1,400円に換算しています。」という文言は削除させていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○事務局 事務局のほうでこの部分は削除させていただき、「*1 データ数は、集計に用いた筆数です。」と、*3が*2となりまして、「金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。」というこの2つの文言だけ入れる形をとらせていただきます。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第6号について、令和3年度国見町賃借料情報の内容が適当であると認める委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員賛成です。

よって、議案第6号の内容については適当であると決定いたします。

6 その他

（1）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） それでは、（1）次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） それでは、最後に、出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から、何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 皆様、長丁場にわたりありがとうございました。

先月の総会の際に、6番、斎藤委員から、議案の処分方法についてご質問がありましたので、その部分お話しさせていただきます。

まず、近隣の農業委員会はどのようにしているのか確認をとりましたところ、近隣の農業委

員会等についても、議案集等は持ち帰っていただいているということでした。役場内部のほうに確認しましたところ、町議会も議案集は持ち帰っていただいておりますが、個人情報を扱う選管等は、会議等終わったらその場にその資料を置いていってもらっているという形をとっているようです。

ちなみに、町議会は処分方法について特段決めてはいませんでした。伊達市農業委員会も特段処分について、そういう話は今までなかったということでした。桑折町農業委員会については、総会で農業委員等に配った資料については、何年間分かを農業委員等で保存しておいてもらって、処分する際は役場に持ってきてもらい、役場の事務局で処分するという形をとっているということでした。特段その部分決まりがなかったため、当町も議案を処分したいという場合は、事務局のほうに持ってきていただいて、事務局のほうでシュレッダーにかけるなり、段ボール箱に詰めて衛生処理組合に持っていきかなりの対応をとりたいと思うのですが、皆さんはどうでしょうか、そのような形でよろしいですか。

もしくは、持ち帰らずに、その場に置いてもらってもいいですが、その部分どのようにするか、皆様からご意見をいただいた上で対応したいと考えております。

○6番（斎藤紀次君） 随時持ってきていいということですか。

○事務局 随時で結構です。

○6番（斎藤紀次君） 事務局に持ってきてもいいということであれば、それでいいです。持ってくれば事務局で処分してくれますということですから。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） ないようですので、それではこれで本総会を閉じます。

長時間ありがとうございました。

午後4時19分閉会